

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示案に関する御意見募集の結果について

令和5年9月〇日

厚生労働省医政局地域医療計画課

「医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示案」について、令和5年8月9日から同年9月7日までの間、広く国民の皆様から御意見を募集致しました。

意見募集結果の概要及びお寄せいただいた御意見の概要とそれに対する考え方を次のとおり御報告いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますよう御願い申し上げます。

## 記

### 1 意見募集期間及び提出方法

#### (1) 意見募集期間

令和5年8月9日（月）から令和5年9月7日（木）まで

#### (2) 意見提出方法

意見提出フォーム、郵送

### 2 意見募集の結果

提出された御意見2件

御意見の概要	御意見に対する考え方
○ 「2.入院患者に提供する医療の内容」について、実施要領に算定項目の解釈番号か医科診療行為コード・歯科診療行為コードのどちらかを全て列挙してほしい。	御意見ありがとうございます。 今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。
○ 自費、労災、自倍や歯科入院等、様式1の対象外となる患者も対象かどうか明示してほしい。	病床機能報告・外来機能報告の確認・記入要領に記載しております。
○ 病床機能報告と患者調査の実施時期が	病床機能報告については、地域における

<p>被るので、超過勤務規制の範囲内では間に合わないことが見込まれる。残業規制の対象から外してほしい。</p>	<p>病床の機能の分化及び連携の推進のため、医療法第 30 条の 13 において、医療機関のそれぞれの病棟が担っている病床の機能等の報告をすることを義務付けているほか、患者調査についても、統計法で定める基幹統計に該当するものであり、報告義務が課されているところです。</p> <p>これらの調査について、調査時期が重複しており、報告期間内の回答が困難とのご指摘について、病床機能報告においては、NDB データ等を用いて、報告事項の一部のデータをプレプリントして送付する等の負担軽減策を行っていること、報告期間についても 2 ヶ月程度としており、十分な回答期間を設けていること等から、ご対応をお願いしたいと考えております。</p>
<p>○ 病床機能報告の具体的な報告内容及び公表内容について、診療報酬に係るものについては、地方厚生局長へ毎年 7 月に提出する定時報告に追加し、医療法に係る内容と分けて欲しい。ワンスオンリーを推奨すべき行政が、未だに、所管が異なることを理由に同じ情報・データの提供を求められるので、準備の負担が大きい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

以上